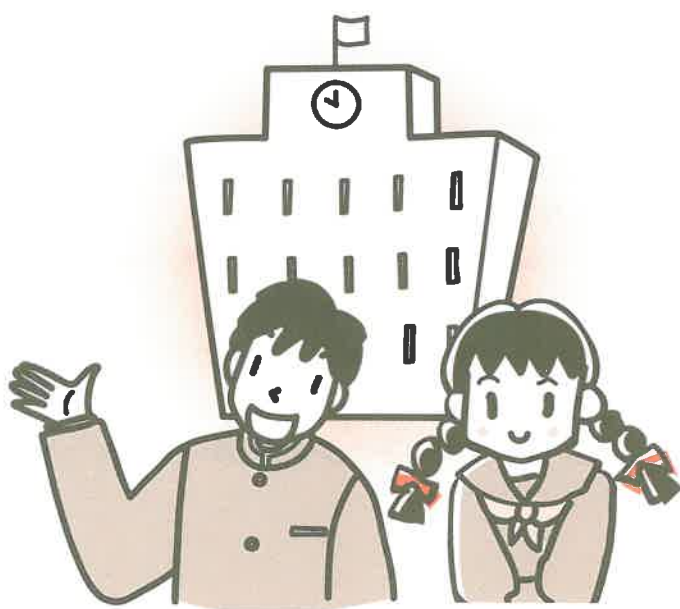


令和5年度 奨学金案内（予約）

# 奨学金を希望する皆さんへ

高等学校・専修学校高等課程



公益財団法人 北海道高等学校奨学会は、社会に有為な人材の育成に資するとともに教育の機会均等に寄与することを目的として、公立及び私立の高等学校等の生徒で向学心に富みかつ、経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸付を行っています。

☆この奨学金は、貸付金です。卒業後返還することになります。返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の将来の生活設計に基づき、奨学金の申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して本人又は保護者が書いてください。）

公益財団法人 北海道高等学校奨学会

公益財団法人 北海道高等学校奨学会（奨学会）では、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）・専修学校高等課程に進学後、奨学金を希望する人に、進学前に予約奨学生（奨学生採用候補者）の募集をしています。

### 【予約採用申込みの条件】

中学校（中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部及び義務教育学校の後期課程を含む。）の第3学年（義務教育学校にあっては第9学年）に在学し、令和5年4月に高等学校又は専修学校高等課程（以下、高等学校等という。）へ進学を希望する人で、その保護者が北海道内に住所を有する人（※）で、学業に精励し修学の見込みがあり、経済的理由により修学が困難な人。

◎専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。（進学先学校にお問い合わせください。）

◎高等専門学校へ進学の場合は、本会の奨学金の貸付は受けられません。

◎外国籍の人は、学校に相談してください。

※高等学校等入学時に保護者の住所が北海道外となった場合は奨学生として本採用されません。

### （参考）経済的理由の家計基準の目安

（※例1）給与収入4人世帯の場合、令和3年の収入が768万円以下は該当。

3人世帯の場合、収入が737万円以下は該当。

（※例2）給与以外（自営業等）の所得で4人世帯の場合、令和3年の所得が314万円以下は該当。3人世帯の場合、所得が292万円以下は該当。

※例1、2とも世帯の人数、構成により基準額が異なりますので、それ以上に収入又は所得が上回っても該当する場合があります。

（ここでいう収入〔所得〕とは、本人の父母等のうち収入等の多い一人一人のものをいいます。）

### 【借りられる金額・期間】

#### ○貸付月額

該当する下記区分の中から希望する貸付月額を選択します。

高校等区分	貸付月額
国・公立	①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円
私立	①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円 ⑤30,000円 ⑥35,000円

注1 貸付月額の選択は、採用後の手続「進学届」の提出の際行います。

2 貸付月額は貸付途中での変更はできません。

3 貸付額が多いものを選ぶと借入総額が大きくなり、貸付終了（卒業等）後毎年返還する額も大きくなりますので選択にあたっては本人と両親が返還についてよく相談して、希望する貸付月額を選択してください。（6ページの「奨学金返還例の表」を参考にしてください。）

4 北海道立高等学校の募集停止により通学区域内の他の高等学校等に修学することとなった生徒で、その保護者が喜茂別町、沼田町、名寄市（旧風連町地区）、和寒町、浦幌町、石狩市浜益区、由仁町、愛別町、増毛町、木古内町、仁木町、古平町、三笠市、積丹町、中川町、様似町、赤平市、函館市戸井・恵山・椴法華地区、八雲町熊石地区、せたな町大成区長磯・貝取澗、小清水町、共和町、滝上町、新得町、南幌町のいずれかの市町村に居住する者は、貸付月額について国・公立区分であっても30,000円又は35,000円も選択できます。

○貸付期間 原則として令和5年4月から進学先の高等学校等の正規の修業年限の終期（卒業）まで。但し最長4年を限度とする。

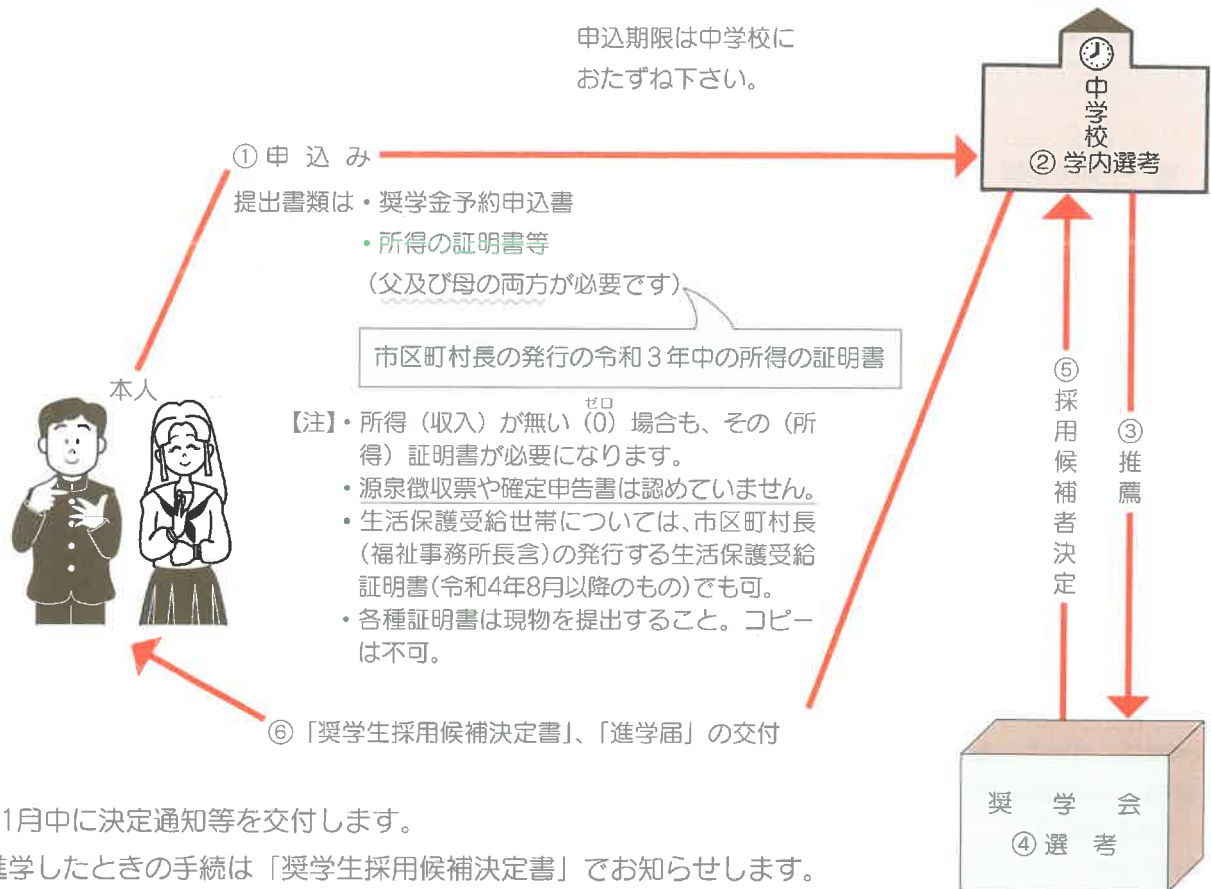
○利率 無利子

## 【申込みから決定まで】

☆奨学金に関する手続はすべて中学校を通じて行います。

申込者の中から選考を行い、奨学生採用候補者を決定し、中学校を通じて通知します。

申込者が多い場合や審査の結果、採用候補者とならないことがあります。(候補者にならなかった人には通知しません。中学校にお問い合わせください。高等学校等へ進学後も奨学生の定期募集(5月中旬～6月上旬)がありますから、希望を失わずに申込みをしてください。)



※11月中旬に決定通知等を交付します。

※進学したときの手続は「奨学生採用候補決定書」でお知らせします。

## 【奨学生として採用されるためには】

高等学校等入学後、「進学届」を進学先の高等学校等へ定めた期日までに提出してください。(期日までに提出しない場合には、奨学生として採用されません。)

## 【採用後の手続】

採用となった者は、高等学校等入学後、**連帯保証人2名**(うち1名は親権者等)と連署した「誓約書・奨学金借用証書」(用紙は高等学校等で配付)と本人及び連帯保証人2名の住民票(本籍・筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)と連帯保証人2名の印鑑登録証明書を、すみやかに高等学校等を通じて本会へ提出しなければなりません。(提出のない場合は採用取消となります。)なお親権者以外の連帯保証人は、奨学生本人の父母以外で「誓約書・奨学金借用証書」提出時点において北海道内に居住し、独立して生計を営む18才から63才までの職業を有する(返還能力を有する)者で、本会の他の奨学生の連帯保証人になっていない者であることを原則とします。

## 【奨学金の交付】

奨学金は進学する高等学校等の学校長を通じて【採用後の手続】完了後交付します。

交付方法については進学する高等学校等の学校長に委任していただきます。(交付方法が銀行口座等の振込による場合は手数料をご負担いただくこととなり、その場合はあらかじめ差し引いた額での交付となります。)

# 申込書の書き方(記入例)

◎ペン又はボールペンを使用し、修正液は使わないでください。

- 連帯保証人は、親権者（父母又はそれに代わる人。）を選んでください。（未成年者は除く）
- 「氏名」は必ず各々が自署して各々の「印」を押すこと。

## 「同一生計の家族」欄

- 「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。  
※就学者は「就学者」欄に記入してください。
- 「年齢」は申込み時現在で記入してください。
- 主たる家計支持者には○印、別居者には×印を続柄の左につけてください。
- 所得の証明書は父及び母の両方が必要です。

「就学者」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する人です。  
(注) 専修学校の一般課程及び各種学校（予備校等）など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

「所得の種類」は給与、給与以外の区分で該当するものに○印をつけてください。  
ア。「給与」とは市区町村長の発行する所得の証明書で「給与所得」又は「年金収入」のある方です。  
イ。「給与以外」とは市区町村長の発行する所得の証明書で給与所得以外（例えば農業、営業等）の所得のある方です。無職、無収入の場合は「給与以外」に○印をつけて所得金額欄に「0」と記入してください。

「収入」「所得金額」欄（万円未満切捨てて記入）  
いずれも令和3年1月～12月までの1年間の金額です。  
ア。「収入」欄→「給与」所得のみ記入が必要で、市区町村長の発行する所得の証明書の「給与収入」の額を記入してください。「給与以外」所得は記入不要。  
イ。「所得金額」欄→「給与」所得の場合は収入金額に応じた計算式（4ページ）にあてはめて計算した金額を記入してください。  
「給与以外」所得の場合は市区町村長の発行する所得の証明書の所得金額をそのまま記入してください。

## 給与所得の場合

## 表面

高等学校・専修学校高等課程奨学金予約申込書 (高等学校等予約)

公益財団法人 北海道高等学校奨学会会長 様 令和4年9月2日

下記の記載事項に相違ありません。貴会の奨学金を申し込みます。

学校名 札幌市立 北海道 中学校 第3学年 3組

本人氏名 奨学二郎 住所 札幌市中央区北1条西6丁目3-6 札幌アパート3号室  
生年月日 平成0年5月5日生 TEL 011-222-6166

連帯保証人(親権者・自署押印) 奨学太郎 (続柄:本人の父) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目3-6 札幌アパート3号室  
TEL 011-222-6166

ア	続柄	氏名	年齢	所得の種類 (どちらかに○印)	収入・所得金額 万円	
					収入	所得金額
就学者を除く家族	父	奨学太郎	50	給与 ○	518	139
	母	奨学花子	48	給与 ○		0
↑ 主に家計を支えている者、ひとり○をつける。同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段等に記入する。					所得の多い1人の所得金額 ⑤ 139	
就学者(本人除く)	兄	奨学一郎		国公立 ○		
	妹	奨学春子		国公立 ○		
				国公立 ○		
				国公立 ○		
所得から差	ア 本人の就学者控除				一律28万円	28
	イ 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び16歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)				一律40万円	
	ウ 障がいのある人がいる世帯(公費疾病の認定を受けた障がいのある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき96万円)					

◎収入欄は給与・所得者のみ記入(給与所得者以外は記入不要)

## 所得(市・道民税)証明書

納税義務者住所 札幌市中央区北1条西6丁目3番6号  
氏名 奨学太郎

令和4年度	合計所得金額	市民税	道
	¥3,601,510円	所得割額 ¥46,300円	
		均等割額 ¥3,000円	
令和3年分の所得の内訳			
(給与収入)	¥5,186,631円	繰越・雑損	
給与所得	¥3,601,510円	医療費	
以下余白			

万円未満切捨

## 所得(市・道民税)証明書

納税義務者住所 札幌市中央区北1条西6丁目3番6号  
氏名 奨学花子

令和4年度	合計所得金額	市民税	道
	¥0円	所得割額	
		均等割額	
令和3年分の所得の内訳			
以下余白		繰越・雑損	

## 給与所得の場合の「所得金額」の計算の仕方(万円未満切捨)

収入金額	所得金額
~329	0
330~400	収入金額(万円)×0.8-263 万円
401~878	収入金額(万円)×0.7-223
879~	収入金額(万円)-486

・収入金額に応じた計算式にあてはめて算定

## 給与所得以外の場合

ア	続柄	氏名	年齢	所得の種類 (どちらかに○印)	収入	所得金額
					万円	万円
就学者を除く家族	父	北海道郎	48	給与 ○		255
	母	北海幸代	50	給与 ○	432	79
↑ 主に家計を支えている者、ひとり○をつける。同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段等に記入する。					所得の多い1人の所得金額 ⑤ 255	
就学者(本人除く)	姉	北海雪子		国公立 ○		
				国公立 ○		
				国公立 ○		
				国公立 ○		

◎収入欄は給与・所得者のみ記入(給与所得者以外は記入不要)

## 所得(市・道民税)証明書

納税義務者住所 札幌市南区南32条西21丁目6番3号  
氏名 北海道郎

令和4年度	合計所得金額	市民税	道
	¥2,558,471円	所得割額 ¥28,700円	
		均等割額 ¥3,000円	
令和3年分の所得の内訳			
営業等	¥2,558,471円	繰越・雑損	
以下余白		医療費	

万円未満切捨

# 裏面

## 「進学希望」欄

申込書提出日現在、希望する学校を○でかこんでください。

進学希望	希望する学校を○でかこんでください。 <u>高等学校</u> (中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)      ・専修学校 (高等課程)
	奨学金の貸付を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。 父は給料が多くなく、母は体が弱く働くことができません。兄が私立の大学に在学しており生活が大変です。 私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、奨学金を希望します。

## 「家庭事情」欄

奨学金の貸付を必要とする家庭事情などを具体的に記入してください。

### 【貸付が終了した時は】

在学する高等学校等を通じて「奨学金返還明細書」を交付しますのでその内容を確認のうえ、「奨学金返還明細書確認証」を本会へ提出していただくことになります。

貸付終了後1年据置き原則として12年間の均等払いとなります。奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸付する仕組みとなっていることから約束どおり返還を進めてください。

## 【奨学金の返還等について】

奨学金は貸付するものですので、貸付終了後は本会の奨学金規程の定めに従って返還していただきます。その概要は次のとおりです。

- (1) 奨学金は、貸付期間終了（高等学校等卒業等）後1年据え置き、原則として12年以内に年賦（12月）又は半年賦（6月及び12月）の均等分割払で、郵便局又は本会指定の銀行からの口座振替の方法により返還していただきます。
- (2) 大学等に進学した場合等は、その在学中は手続により返還を猶予します。
- (3) 奨学金は無利子ですが返還が遅れたときは延滞金が課せられます。

### 奨学金返還例〔36ヶ月（3年間）借り入れた場合〕

高校区分	貸付月額	返還総額 (=借入総額)	返還年数	1年当たり返還額
私・公立	10,000円	360,000円	12年	30,000円
	15,000円	540,000円	12年	45,000円
	20,000円	720,000円	12年	60,000円
	25,000円	900,000円	12年	75,000円
立	30,000円	1,080,000円	12年	90,000円
	35,000円	1,260,000円	12年	105,000円

希望する貸付月額を選択する場合は、この表を参考にして返還するときのことをよく生徒本人と保護者が相談し選ぶようにしてください。



申込みでわからないことが  
あったら学校の先生か  
奨学金担当の方に聞いてね

## 借入を申し込む前に

奨学金はお貸しするものです。

**返還**する本人は生徒で、親権者は連帯保証人になります。（連帯保証人は親権者以外にもう一人必要です。）

奨学金の借入にあたっては、返還について、生徒さんとお父さん、お母さんとがよく相談したうえで申し込んでください。

★お問い合わせは、必ず在学学校を通じてお願いします。



公益財団法人 **北海道高等学校奨学会**

札幌市中央区北1条西6丁目 札幌ガーデンパレス内  
(電話) 011-222-6166